

鳥取市補助金カルテ

NO.	315	担当課	建築指導課	外線	0857-30-8362
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市福祉のまちづくり推進事業補助金				
概要	民間の特別特定建築物・特定建築物の建築主等に対し、施設のバリアフリー化の整備費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2401）生活基盤の充実				
創設年度	H24	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	土木管理費	目	建築指導費	
歳出事業名	福祉のまちづくり推進事業費					
R7予算	10,051千円					
R7予算積算根拠	・特定特別建築物 1件×12,601千円×2/3 ・特定建築物 1件×3,300×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	3,783
				R5	3	3,752
				R4	3	4,938
				R3	6	4,896
補助率・補助額	2/3（特定特別）、1/2（特定）			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人・法人				
交付要件	鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱第4条第1項各号に規定する事業のうち鳥取市内に存するものについて行う者				
対象経費	補助 対象事業に要する経費（工事請負費、委託料その他市長が適当と認めるものに限り、消費税及び地方消費税に相当する額を除く）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 国・県の補助要綱により補助率が定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	316	担当課	建築指導課	外線	0857-30-8362
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市アスベスト撤去支援事業補助金				
概要	建築物のアスベスト含有調査、吹付けアスベスト等の除去に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策3101）地域防災力の向上				
創設年度	H21	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	土木管理費	目	建築指導費
歳出事業名	石綿改修支援事業費				
R7予算	24,402千円				
R7予算積算根拠	・除却 4棟分 32,850千円×2/3 千円×10/10			・調査 10件×250	
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R6 (見込)	7	20,346		
	R5	7	10,485		
	R4	7	8,107		
	R3	11	3,475		
補助率・補助額	2/3 (除去工事)、10/10 (調査)			上限額	設定なし
特定財源	国費, 県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人・法人				
交付要件	アスベスト等の除去等又はアスベスト等の調査を行う建築物の所有者				
対象経費	アスベスト等の除去等に要する経費又はアスベスト等の調査に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 国・県の補助要綱により補助率が定められているため。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	317	担当課	建築指導課	外線	0857-30-8362
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市震災に強いまちづくり促進事業補助金				
概要	住宅や建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修に要する経費並びに、ブロック塀の除去・改修等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策3101）地域防災力の向上				
創設年度	H23	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	土木管理費	目	建築指導費	
歳出事業名	住宅・建築物耐震診断・改修支援事業費					
R7予算	131,699千円					
R7予算 積算根拠	耐震診断 5件×133千円／補強設計 15件×160千円／耐震改修 20件×1,400千円／除却 5件×979千円／屋根瓦 5件×552千円／ブロック塀除却(避難路) 10件×600千円／ブロック塀改修(避難路) 5件×200千円／ブロック塀除却(避難路以外) 4件×300千円／ブロック塀改修(避難路以外) 2件×100千円／大規模建築物耐震改修 1件 ×84,579千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	64	30,028
				R5	67	21,258
				R4	54	18,964
				R3	56	13,155
補助率・補助額	1/3、1/2、2/3、4/5等			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人・法人				
交付要件	耐震診断、耐震設計、耐震改修、建替え若しくは除却、ブロック塀耐震対策又は屋根瓦耐風対策を行う民間事業者				
対象経費	耐震診断、耐震設計、耐震改修、建替え若しくは除却、ブロック塀耐震対策又は屋根瓦耐風対策に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 国・県の補助要綱により補助率が定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	318	担当課	建築指導課	外線	0857-30-8364
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市空家等除却事業費補助金				
概要	本市より指導を受けた危険空家の除却に対し、除却費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	空家等対策の推進に関する特別措置法				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	土木管理費	目	建築指導費	
歳出事業名	空家対策事業費					
R7予算	12,000千円					
R7予算 積算根拠	15件×800千円（除却工事費 上限600千円、残置物処分費 上限200千円）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	13	9,786
				R5	15	11,351
				R4	10	5,722
				R3	9	5,153
補助率・補助額	2分の1			上限額	800千円	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	当該空家等の所有者又はその相続人				
対象経費	補助対象工事に要した経費のうち、補助対象建築物の除却及び除却に係る廃材等の運搬及び処分に要する費用等。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
02-09		効果目標の設定がある	○		
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	428	担当課	建築指導課	外線	0857-30-8362
適合性判定	適切		予算措置	令和6年度 当初予算	
補助金名	鳥取市土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替事業費補助金				
概要	土砂災害特別警戒区域における住宅等の建替えのため、建築基準法に基づく構造方法を用いて外壁を強化した場合や防護壁を設置した場合にその経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、建築基準法				
創設年度	H22	終期	R8年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	土木管理費	目	建築指導費
歳出事業名	土砂災害警戒区域等危険住宅建替事業補助金				
R6 予算	2,584千円		過去実績	件数	決算額 (千円)
R6 予算 積算根拠	1159千円×1戸、1425千円×1戸		R5	0	0
			R4	0	0
			R3	0	0
			R2	0	0
補助率・補助額	10分の10		上限額	2,000千円	
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	住宅等の新築等を行う者で、特別警戒区域指定以前から居住するもの				
対象経費	住宅及び避難所の新築、増築又は改築のため、強化した外壁又は防護壁の延長に基準単価を乗じて算出した額				
精算方法	交付決定時に積算				
実績確認	領収書で確認				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-6間接補助のため、県補助要綱の規定による。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-